

第29回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年11月27日(月)午後2時00分～午後2時40分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

2番 廣瀬博一	4番 木下勝徳	5番 小川一英	6番 植木健太郎
7番 楠田耕三	8番 平 光正	10番 本多利任	11番 山下勝也
12番 山崎伸吾	14番 水田 勇	17番 馬場正国	
会長 中川繁憲			

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	21番 野原重光	22番 中山秀樹	23番 田中八郎
24番 本多正敬	25番 増田孝徳	27番 内田一郎	28番 末吉秀明
29番 神崎好史	30番 中村康弘	31番 石橋浩昭	32番 石橋浩昭
33番 山口俊一	34番 松尾和昭	36番 末續公德	37番 原田久也
39番 浅田修弘	40番 柴内成世	41番 三宅東英	43番 宮崎 努
44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦
48番 飛永敏博			

4 欠席委員 (農業委員)

1番 太田香代子	3番 伊崎美代子	9番 中野裕二	13番 寺田健蔵
15番 中村修治	16番 金子初夫		

(農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	26番 北岡新市	35番 寺田俊秀	38番 岡田裕弥
42番 本多晋介			

5 議事録署名委員 4番 木下勝徳 5番 小川一英

6 事務局出席者 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸 山口朋子

[日 程]

議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第124号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第125号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について
- ・農地改良等届出について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。それでは、総会を始める前に携帯電話、スマートフォンは、マナーモードへの変更をお願いします。

ただいまから第29回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番太田委員、3番伊崎委員、9番中野委員、13番寺田委員、15番中村委員、20番田中推進委員、26番北岡推進委員、35番寺田推進委員、38番岡田推進委員、42番本多推進委員の農業委員5名、推進委員5名から欠席の届出がっております。また、少し遅れると36番の末續推進委員からの連絡がっております。

まだ出席されていない委員さんもいらっしゃるようですが、出席農業委員数が12名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくをお願いします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第29回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、南島原市の人口減少率は県内でも高い減少率となっているところですが。人口減少に伴い、就業人口、労働人口も減少しています。本市の基幹産業である第1次産業のほか、多くの産業においても就業者の半数以上が50歳以上となっております。

特に、農業における年齢別農業経営者（経営体）数では、50歳までは減少、60歳以上は増加傾向にあり、高齢化の進行が見られます。令和2年では60歳代以上が64.9%を占めています。このままでは担い手を十分に確保できず、衰退が懸念される状況であります。

このような中、地域計画を策定し、将来にわたって守っていくべき農地を明確化しようとされております。委員の皆様には、日頃から地域農業の発展に尽力されておりますので、この計画策定でいろんな意見を出していただいて、実効性のある計画となりますようお願いいたします。

また、本日、「消費税のインボイス制度」と題して、長崎県農業会議の濱崎様からお話をいただくことになっておりますので、最後までよろしくをお願いいたします。

事務局から、農業委員18名中、出席委員12名との報告があり、総会の開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に4番木下委員、5番小川委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから、議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。

座って説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今月は、売買2件、4,216平米となっております。

順次朗読いたします。

なお、営農計画書につきましては、今回、本来3ページにつけるところだったんですが、ちょっとつけ忘れておまして、本日別紙に営農計画書を準備しておりますので、そちらもご覧ください。

(議案第123号 番号1～2を朗読)

なお、営農計画書、別紙になりますが、そちらを見ていただければと思います。

今回、譲受人の方が両方同じ〇〇さんということで、営農計画書は1部になります。

作付の計画につきましては、ミカン、タマネギ、タマネギの種子ということになっております。

機械等につきましては、見ていただいたとおり、ドローン、播種機、移植機、乗用の草刈機につきましては2年目以降の購入ということでございます。

なお、農業従事者の従事日数や技術の取得方法につきましては、270日で、農業作業歴は1年となっております。

なお、3番につきましては、生産物の処理方法につきましては、タマネギの種子については〇〇肥料店に卸販売を行うと。タマネギの農産物のほうにつきましては、〇〇のほうに依頼して販売をしたいというふうに考えているということです。

また、ミカンにつきましては、本年度苗を手配し、来年度植え付ける方針であるということでございます。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 1番及び2番の案件は口之津の案件であります、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これ、口之津の〇〇、これにも載っておりますように、〇〇肥料店の〇〇さんで、1人で営農をしたいということで土地を買ったようです。条件的にも〇〇というのは平たんな、あまり口之津にはないところではありますが、平たんなところなんです。それで、そういうふうに物すごく陰とかそういうところでもありませんので、それで〇〇さんがやる気になってしようということですので、いいのではないかと考えております。

議長 最適化推進委員の〇〇番〇〇推進委員からは、ご意見等ありませんか。

〇〇推進委員、ただいま来られましたけれども、2ページの3条の案件でございますが、口之津の案件で、意見をお伺いしたいところではありますが、ご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 ありません。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第124号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第124号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたし

ます。

3ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇の一部、地目は畑、地積につきましては1,081平米のうちの674平米となっております。転用の目的につきましては駐車場用地です。申請地を借り受けて、駐車場用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権を設定し、許可あり次第20年間の期間となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。駐車場用地の面積は674平米、事業用の普通車3台、トラック6台、来客用3台分の計12台分を確保いたします。現状のまま整地し、砂利舗装して、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては自然流下です。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今月の22日、9時45分頃から、〇〇委員、〇〇最適化推進委員、それから事務局3名で見えてまいりました。場所は、この前にあります県道を〇〇のほうに、〇〇のほうに上りまして、広域道路と一緒に交差点がございます、その交差点よりもさらに800mぐらい上に行ったところが現場でございます。今、見ての、事務局が言われたとおり、場所的には1枚の畑なんですけれども、真ん中に線を引いてあるところまでということだったんですけれども、今、写真で見れば平たんのように見えますが、上のほうが若干高さがありまして、傾斜がありまして、下に碎石を敷いてブロックを1枚真直ぐ並べるとということだったんですけれども、ブロック1枚では碎石を敷いた後に上から大雨が降れば下に泥が入って混ざってしまうんじゃないかということで、それでまた貸主の方もコンクリはしないで碎石でということをお願いがあったそうですので、碎石にされるということでした。だから、ブロック2枚ぐらい、当初1枚と言われたんですけれども、2枚ぐらいせんと上から泥が来たら碎石に混ざってあとはもう畑にならんですよということを書いてまいりました。じゃ、そういたしますということでした。

それで、今言われましたように、雨水のほうは、下が、自分が行っておられます金物なんかを全部集めて、その仕事をしていらっしゃいます。だから、下に水が流れて何ら問題も無いですね、畑なのでって言ったんですけれども、若干下のほうが低いので、雨水のほうはそれではどうしても乗り越えていくようであれば、今、この電柱がありますけれども、その辺に水路を取って、こっち側に大きな水路がありますので、既存の水路がありますので、そこに流すということで見えてまいりました。何ら問題ないのかなと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、4ページをお願いいたします。

番号2、南有馬町の〇〇さんから北有馬町の〇〇さんへ、南有馬町〇〇番〇、地目が畑、地積が363平米です。転用の目的は住宅用地です。申請地を借り受けて、住宅として利用したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権を設定し、期間は許可日から30年間ということでございます。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。住宅用地の面積は363平米、木造平屋建て127.52平米となっております。最高0.3mの盛り土、最高0.1mの切土をして整地し、土留め工事をして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては新設されるU字溝及び溜枡を経由し、水路のほうへ放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、同じ水路へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金と借入金により賅われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではありますが、〇〇番〇〇推進委員が関係する案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月22日、1時45分から〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3人で見てきました。場所は〇〇小学校から上に、地図で言ったら左のほうに、上にあるんですけども、300m上ったぐらいのところの右側の土地になります。場所は日当たりもよくて、ちょっと風が当たるかもしれませんが、とてもいいところでした、場所は。雨水につきましては、事務局が言われたとおり、溜枡を2か所造られて、今まで流れていたそっちのほうの下のほうから道路のほうに水路があるんですけども、その水路に流されるそうです。周りの土地も全部〇〇さんの土地だったので、周りの、隣のところには影響はないかと思われまます。皆さんの審議のほう、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員さんが言われたとおり、何ら問題はないと思われまます、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、**議案第125号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第125号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。5ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が再設定のみ計7件、8,021平米となっております。

使用貸借権も再設定のみ計1件で、1,504平米です。所有権移転が売買のみ6件で、合計の8,062平米となっております。中間管理事業の一括方式分になりますけれども、新規のみ賃貸借権が14件、2万4,682平米、使用貸借権が5件、6,635平米の計19件、3万1,317平米となっております。なお、再設定はございません。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、7ページをお願いいたします。

(議案第165号 所有権移転 番号9～14を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、5ページ、番号4は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 それでは、次に、番号4について審議いたします。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号4について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障のない旨を回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

〇〇番〇〇委員 ちょっといいですか。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 7ページの13番、14番の株式会社〇〇というのはどんな会社なんですか。

議長 〇〇の、これは〇〇の会社ですかね。

〇〇番〇〇委員、ご説明よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ここは、もう何十年もなるんですが、最初は〇〇という牛を飼っていて、〇〇牧場だったんですが、その後、娘さんも一緒にされるようになって、それから〇〇になって、口之津のほうには頭数はあまりないんですけども、〇〇のほうにはかなりの頭数がありまして、それでいろんな〇〇の角がまだ小さいやつの毛が生えているみたいなやつを、〇〇とかそういうやつとかの仕事をしているみたいです。以上です。何かほかに質問おありですか。僕もあまり深くは知らないんですよ。それぐらいまでで。

議長 はい。

〇〇番〇〇委員 ただ、この面積が22aなので農業関係じゃ…それを考えてみたんです。で、質問したわけです。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 私の方から説明いたします。会社形態については、先ほど〇〇委員さんから言われたとおり、本業は〇〇の薬品の、〇〇のいろんな〇〇関係の生産について〇〇の生育ということ

で、今回も牧草の土地ということで求められています。うちのほう、土地につきましては、本市には22aになるんですが、〇〇市のほうにそれ以外にお持ちであったと思います。ちょっと今、数値がないんですけれども。それで、どちらも県の認定農業者のほうを取られていますので、前にも、これ、多分あったんじゃないかなと思ってはいますが、その現状について牧草、開墾がされているということです。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

ここは認定農業者の方ですね。私も〇〇でお会いしたことがあります。

ほかにご意見がありませんので、議案第125号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第125号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、10ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

11ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これも見てください。

12ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**についてでありますので、これも見てください。

13ページ、**農地改良等届出について** 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地改良等届出について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さん、土地、有家町〇〇番〇、地目、田、地積797平米です。長年、耕作放棄地であったため、雑木が茂っており、農機具の乗入口もない。よって、農地全体を切土して整地し、農地として利用したいということでございます。なお、先月の総会議案の第118号の農地法第3条に規定により許可を得て所有権を取得された農地になります。そのときも説明をさせていただきましたが、今回、取得をされた後にこの農地改良届出を出して整地をしたいということでございます。隣接する農地側は既存の石積みを既存まま残し、基礎部分を0.5m切土し、既存表土を活用いたします。ブロックにより土留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。なお、工事完了後1年目は牧草を作付し地力増進に努め、2年目以降はバレイショ、タマネギ、葉物野菜等を作付する予定でございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午前9時頃より、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、そして事務局3名と見てまいりました。場所は、〇〇庁舎の前の道路を〇〇方向に向かって、〇〇町に入る手前が〇〇橋という橋なんですけれども、〇〇橋のたもとを左に国道251号のほうに下りたすぐのところ。先ほど事務局から説明があったように、ちょっといびつな形で、ましてや雑木がかなり大きな、写真にあるように生えていまして、農機具を入れるにも、トラックを入れるにも進入路がないということで、全員でぐるっと見て回ったんですけれども、全く入れる場所もないんです。だから、切土をして、下げて、その宅地のほうから入るということです。何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、異議なしということで、届出を受理することといたします。

以上をもちまして、議案の審議を終了させていただきます。